



江戸川区監査委員告示第 1 号

監査結果に基づき教育委員会が講じた措置の公表について

令和7年度教育委員会定期財務監査の結果に基づき講じた措置について、教育委員会から通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和8年4月27日

江戸川区監査委員	大	澤	成	美
同	広	兼	保	彦
同	野	崎		信
同	所		隆	宏

## 令和7年度教育委員会定期財務監査の結果に基づき講じた措置について

### 【指摘事項】

(1) 学校施設請負工事契約に係る支払遅延に関すること

学校施設の請負工事契約において、検査・確認日から概ね3か月以上経過した会計処理の遅延が52件（契約総金額42,664,754円、契約の相手方11社）あった。

また、上記の案件とは別の学校施設の請負工事契約において、合計73件（契約の相手方12社）、139,000円の遅延利息（延滞金）の支出があった。

遅延利息の支出を伴う工事契約書類を監査したところ、小規模工事であるにもかかわらず工事期間が不自然に長いものや、工事写真と契約書類との整合性が取れないものが確認された。また、工事写真帳に工事の着手日及び竣工日が記入されていないものが散見された。（学校施設課）

支出命令における支払いの時期については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」が準用（適用）され定められた支払期限内に支払わなければならない。会計処理の遅延は債権者との信頼関係を損なうばかりではなく、江戸川区及び教育委員会事務局に対する信頼を失わせる行為である。

見積徴取、契約から工事完了、検査、支払いの一連の手続きの中でどのような理由で支払遅延や遅延利息が発生したのか、また整合性に疑念のある書類や不備のある書類は何故、作成されたのか、原因を究明した上で鋭意、再発防止に取り組むよう要望する。

### 【講じた措置】

工事契約の進捗管理が不十分であった部分について、組織としての進捗管理を改善できるよう、管理書式の改修を行い、進捗をより組織的に把握できるよう取り組んだ。また、適切な進捗管理事務及び支払事務の徹底を全係員に周知し、再発防止に向けて取り組んだ。

あわせて、工事関係書類の誤記、記載漏れの修正等について、請負業者へ適切な指導を行うとともに、工事関係書類の速やかな作成、提出を促すことにより改善を図った。また、全係員へ適切な工事関係書類の添付、及び記載内容についてより一層の注意を払うよう周知を行った。

(2) 会計年度任用職員の出勤簿等の服務に関すること

会計年度任用職員の出勤簿及び年次有給休暇・週休日の振替等処理簿の一部を紛失していた。  
(教育推進課)

出勤簿等の書類については、本来、施錠ができる定められた場所に保管しなければならないが、当該会計年度職員が個人で管理・保管をしていた。行政文書は施錠可能なキャビネットに保管し、退庁時には必ず施錠するよう管理体制の徹底を要望する。

**【講じた措置】**

総務課にインシデント報告を提出するとともに、行政文書は決められた場所に保管をするよう指導・周知徹底を図った。また、個人情報を含む文書は、施錠可能なキャビネットに保管し、退庁時には施錠するよう指導・周知徹底を図った。

(3) 旅費の支給に関すること

通勤手当と旅費の減額未調整や、用務の前後に有給休暇を取得していたにもかかわらず往復の旅費申請を行っていた。  
(教育推進課、教育指導課、学校施設課)

公務に当たらない用務（退職者準備セミナー）による旅費の過払いが生じていた。  
(鹿骨東小学校)

週休日に健康診断を受診し、旅費が支給されていた事例があった。(臨海小学校)

今回過払いが認められたものについては、監査後に戻入処理がされているが、区職員の旅費の支給に関することについては「旅費の手引き」、都職員については「旅費の手引」(東京都教育庁人事部勤労課)などを再確認のうえ、今後誤りのないよう努められたい。

**【講じた措置】**

旅費の過払い分について、直ちに本人より戻入させた後、旅費の支給要件を改めて説明し、本人の理解を深めさせた。また、今後誤って請求することがないように注意喚起を行った。

また、朝礼等を活用し、職員全員に周知徹底を図り、旅費の手引きに基づく正確な事務処理及び適正な管理・運営を行うよう指導した。

#### (4) 毒物・劇物の管理及び管理体制に関すること

毒物・劇物管理簿において、薬品の増減記録が記載されていない期間があり、在庫量の計算が合わない薬品が多数あった。また、自己点検表においても、責任者の決裁が漏れていた。(葛西小学校)

毒物・劇物管理簿において、使用者の記載のないものや管理者の確認がないものがあった。

また、薬品の使用量及び在庫量の計算に誤りが多数あった。(葛西中学校)

令和4年に労働安全衛生法の施行規則が改正され、化学物質規制の制度が導入されている。学校も管理責任者や理科担当教員に向けて、対象となる有害化学物質への対応が求められており、校内の管理体制の確立、また教育委員会とも連携を図り、制度に則して安全面の強化に努められたい。また、教職員の人事異動に伴う担当者変更の際にも、事務が確実に引き継がれるよう、引継体制の徹底を要望する。

その他にも各学校においては、児童・生徒や教職員への危害を未然に防止するため、毒物・劇物の重大性を関係者に十分周知し、「毒物・劇物取扱い、保管・管理の手引」(都保健医療局健康安全部発行)や「労働安全衛生法の新たな化学物質規制労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要」(厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署)などを参考に、組織として適正に対応されたい。

#### 【講じた措置】

毒物・劇物管理簿の適切な記載方法、薬品の使用量及び在庫量の適切な計算方法を、担当者間で確実に引き継げるよう、年度当初および年間を通じて組織的に対応する。生徒への危害の未然防止を図るため、「毒物・劇物取扱い、保管・管理の手引」(都福祉保健局健康安全部発行)などを参考に、組織として適正に管理する。

また、自己点検表においても、担当複数名で行い、責任者の決裁を確実にとる。

#### (5) 総括意見

支払遅延の原因を徹底的に究明した上で組織を挙げての再発防止に取り組むことを再度、要望する。

**【講じた措置】**

支払遅延の原因は、(1)の**【講じた措置】**のとおり確認した。令和7年度教育委員会定期財務監査の結果の報告を受けた翌日の令和8年3月11日付けで各課・センターに依命通達を行った。

**【依命通達の概要】**

- ①全ての職員は、法令を遵守し、支払遅延が事業者に不利益を与え、江戸川区及び教育委員会への信頼を失墜するものであることを十分に認識すること。
- ②各課長及びセンター長は、法令遵守の徹底を図り、上司及び複数職員が確認する体制を強化し、より良い職場風土の醸成に取り組むこと。